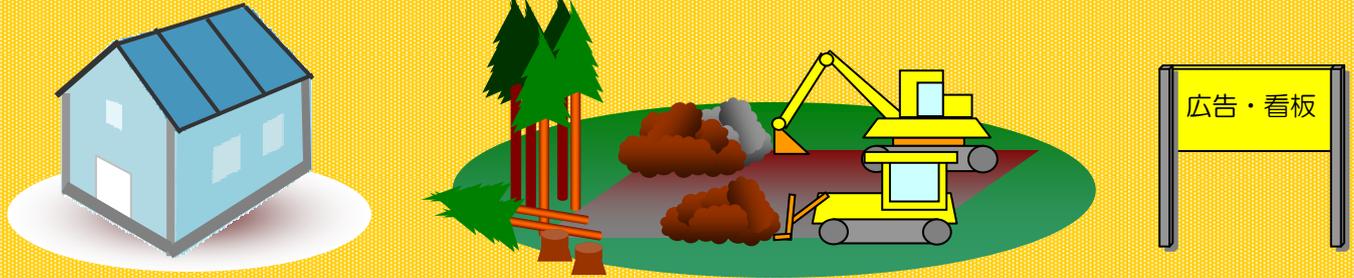


国定公園や県立自然公園の中では、
建物を新しく建てたり、建て直したり、
土地を開墾したり、看板を設置したりするなど、
景観に影響を与えるような場合には、
事前に青森県知事の許可または届出が必要です。

なお、名久井岳県立自然公園に関しては、
許可等の権限は、三戸町・南部町に移譲されています。
(両町の区域にまたがる行為を除く。)



自然公園の景観を守るために

- ◆ 国定公園や県立自然公園は、優れた自然の風景地として、多くの人々が訪れ、親しんでいる
県民みんなの財産です。
- ◆ この貴重な自然を保護するため、公園区域内における各種行為は、自然公園法や青森県立
自然公園条例により規制され、青森県知事（名久井岳県立自然公園に関しては、三戸町長・南
部町長）の許可または届出の手続きが必要です。
- ◆ 詳しくは青森県庁のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

タイトル：「青森県の自然公園」 (『青森県』、『自然公園』で検索)

許可または届出が必要な行為

1. 工作物の新築、改築、増築
2. 木竹の伐採
3. 鉱物の掘採、土石の採取
4. 河川・湖沼等の水位・水量の増減
5. 湖沼等への排水設備による排水
6. 広告物の掲出・設置、工作物等への表示
7. 土石や廃棄物等の集積・貯蔵
8. 水面の埋立・干拓
9. 土地の開墾、土地の形状変更
10. 貴重な植物の採取・損傷
11. 屋根・壁面等の色彩変更
12. その他風致景観に影響を与える行為

↓ 特に広告物は、次の点に留意してください ↓

1. 広告物（看板・のぼり等）については、大きさ
（表示面積、高さ）の要件があります。
2. 色彩は、茶色、緑、黒、白、水色等の周辺環境
になじむものを使用してください。原色（赤、
黄）や蛍光色は、原則として、認められません。

公園区域内で各種行為を行う場合は
三戸町まちづくり推進課、南部町商工観光交流課
又は青森県自然保護課までご相談ください

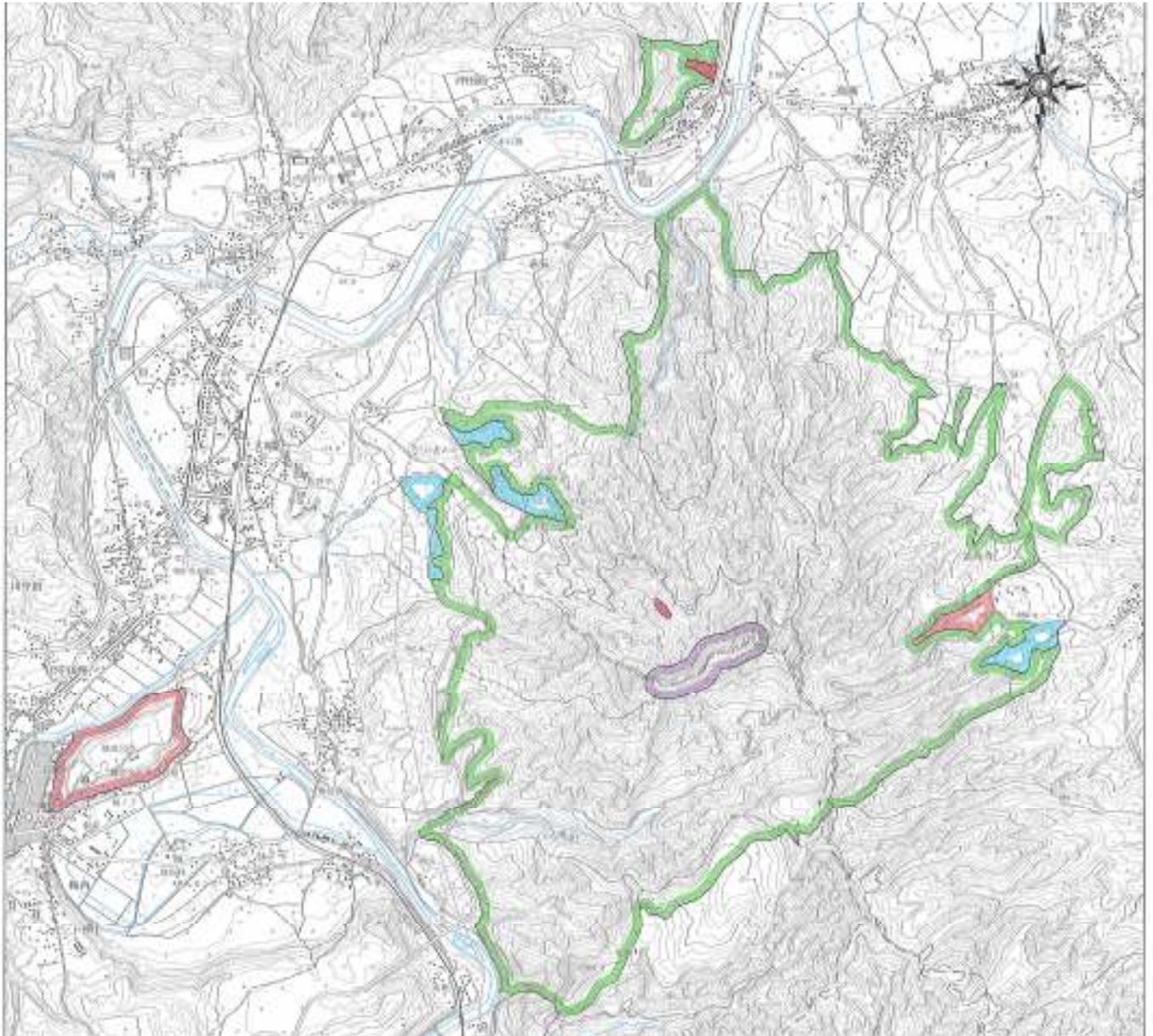
自然保護課
自然公園グループ
青森市長島一丁目 1-1
電話 017-734-9256
FAX 017-734-8072

三戸町
まちづくり推進課
三戸町大字在府小路町
43
電話 0179-20-1117
FAX 0179-20-1102

南部町
商工観光交流課
南部町大字苫米地字下
宿 23-1
電話 0178-84-2119
FAX 0178-84-2592

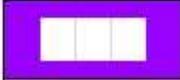
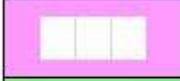
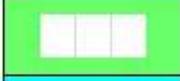
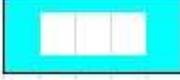
確認してみましょう。
住まいや事業所の場所、工事現場が
公園区域に入っていないか？

名久井岳県立自然公園区域図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平27 東 複、第24号)

なお、この複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域